

THE TOKYO FOUNDATION

東京財団
政策提言

北京五輪後の日中関係

— 8つの提言 —

2008年5月
東京財団政策研究部

エグゼクティブ・サマリー

日中平和友好条約締結から 30 周年の節目となる 2008 年。この 30 年間中国は驚異的な発展を遂げ、その発展を象徴する北京五輪が本年 8 月に開幕する。この間、日本と中国の関係も、かつての「政府主導の友好関係」から「民間主導の相互依存関係」へと大きく変化し、今後さらに新たな段階へと入ろうとしている。

民間主導の相互依存関係に支えられた現在の日中関係は、政府レベルの表面的な「友好関係」の良し悪しに関わらず、基本的には非常に安定している。しかし一方で、歴史認識問題、台湾問題、東シナ海ガス田開発など一朝一夕には解決しがたい根深い対立の種が存在しているのも事実である。さらに、今後の日中関係について展望してみれば、「追われる日本」と「追う中国」との間で、従来にも増して無益な対立が生じやすい不安定な時期になる可能性を否定できない。

そうした不安定な時代に突入する中国との関係において、今後の日本に求められるのは、単なる「友好促進」でも「対抗対決」でもない。中国との関係を安定的にマネージしていくためには、お互いに利益のある実務分野で一つ一つ協力を重ねて相互依存関係を強化していくことが重要である。

本報告書は、日中平和友好条約締結 30 周年や北京五輪開催などを契機に節目を迎えるこのタイミングに、現場をよく知る実務家 8 人が今後約 10 年程度の日中関係を様々な切り口から予測し、日本として取るべき方策を提言することを目的としている。

取り扱うテーマは、政治経済の総論はもちろん、対象読者たるビジネスマンや一般社会人の関心が高い「食と農業」、「資源エネルギー」、「環境」、「知的財産」、「文化交流」、「地域協力」といった実務分野にまで及び、それぞれのテーマについて、実務家ならではの視点で過去から現在に至る経緯を振り返り、現状の問題点と今後の課題を洗い出して、それを克服するための方策を示す。

東京財団「ポスト円借款時代の日中関係マネージメント」報告書
北京五輪後の日中関係 - 8つの提言 -
(概要版)

東京財団研究員 関山健

エグゼクティブ・サマリー

目次

序文

第1部 総論

第1章 北京五輪後の日中関係 - ポスト円借款時代

(関山健：東京財団研究員)

- 1 円借款時代
- 2 ポスト円借款時代
- 3 ポスト円借款時代に求められる「マネージメント」の視点
- 4 目指すべき日中関係のかたち

第2章 北京五輪後の日中政治関係

(前田宏子：PHP 総合研究所研究員)

- 1 日中政治関係の現状
- 2 北京五輪後の可能性

第3章 北京五輪後の日中経済関係 (西村豪太：東洋経済新報社記者)

- 1 【ビジネスモデル】再構築を迫られる中国
- 2 中国経済の発展と日本企業
- 3 ポスト五輪の経済運営

第2部 各論と提言

第4章 食と農業から見た日中関係 (福田善久：アイアグリ常務取締役)

- 1 現状と問題点
- 2 北京五輪後の展望
- 3 提言

第5章 資源エネルギーから見た日中関係 (寺田強：電源開発室長)

- 1 重要度を増す石炭分野の対策
- 2 石炭火力発電の効率向上が鍵
- 3 アジアコールチェーン構想の提案

第6章 環境から見た日中関係（染野憲治：環境省勤務）

- 1 中国の環境の現状
- 2 日中環境協力の現状
- 3 北京五輪後の展望
- 4 提言

第7章 知的財産保護から見た日中関係

（分部悠介：弁護士（経済産業省模倣品対策・通商室出向中））

- 1 中国を中心とした模倣品・海賊版被害の現状
- 2 対中模倣品・海賊版対策の現状
- 3 中国政府による模倣品・海賊版問題に対する取り組みの現状
- 4 対中模倣品・海賊版対策の現状の課題
- 5 知的財産保護を中心とした今後の日中関係

第8章 文化交流から見た日中関係

（加藤嘉一：北京大学日本人留学生会顧問）

- 1 これまでの日中文化交流
- 2 文化交流のアクターごとに見た現状、問題点、課題
- 3 政策提言

第9章 東アジア地域協力と日中関係（村上正泰：国際フォーラム所長）

- 1 東アジア地域協力の歴史と現状
- 2 東アジア地域協力における今後の展望
- 3 東アジア地域協力と日中関係への提言

序文

日中平和友好条約締結から 30 周年の節目となる 2008 年。この 30 年間中国は驚異的な発展を遂げ、その発展を象徴する北京五輪が本年 8 月に開幕する。この間、日本と中国の関係も、かつての「政府主導の友好関係」から「民間主導の相互依存関係」へと大きく変化し、今後さらに新たな段階へと入ろうとしている。

民間主導の相互依存関係に支えられた現在の日中関係は、政府レベルの表面的な「友好関係」の良し悪しに関わらず、基本的には非常に安定している。しかし一方で、歴史認識問題、台湾問題、東シナ海ガス田開発など一朝一夕には解決しがたい根深い対立の種が存在しているのも事実である。さらに、今後の日中関係について展望してみれば、「追われる日本」と「追う中国」との間で、従来にも増して無益な対立が生じやすい不安定な時期になる可能性を否定できない。

そうした不安定な時代に突入する中国との関係において、今後の日本に求められるのは、単なる「友好促進」でも「対抗対決」でもない。中国との関係を安定的にマネージしていくためには、お互いに利益のある実務分野で一つ一つ協力を重ねて相互依存関係を強化していくことが重要である。

1. 本報告書のテーマと特徴

本報告書は、日中平和友好条約締結 30 周年や北京五輪開催などを契機に節目を迎えるこのタイミングに、現場をよく知る実務家 8 人が今後約 10 年程度の日中関係を様々な切り口から予測し、日本として取るべき「マネージメント」の方策を提言することを目的としている。

取り扱うテーマは、政治経済の総論はもちろん、対象読者たるビジネスマンや一般社会人の関心が高い「食と農業」、「資源エネルギー」、「環境」、「知的財産」、「文化交流」、「地域協力」といった実務分野にまで及び、それぞれのテーマについて、実務家ならではの視点で過去から現在に至る経緯を振り返り、現状の問題点と今後の課題を洗い出して、それを克服するための方策を示す。

すなわち、本報告書の特徴としては、以下の 3 点を挙げることができる。

- (1) 政治や経済の総論に留まらず、ビジネスマンや一般社会人が関心を有する「食」、「環境」、「資源エネルギー」、「知的財産」といった実務分野について個別に取り上げたこと。
- (2) それぞれの実務分野において実際に中国と向き合って仕事をしている実務家が、現場の視点を踏まえて執筆したものであること。
- (3) 各テーマについて単に現状や将来予測をまとめるだけでなく、実務家ならではの斬新な切り口から課題解決の方策を示したものであること。

2. 本書の構成

本報告書は、総論部分と各論部分の 2 部構成となっている。まず第 1 章「北京五輪後の日中関係 - ポスト円借款時代」では、本報告書の主たる分析対象期間である向こう 10 ~ 20

年程度の日中関係について総論的に展望し、本報告書全体の基調を提示する。その上で、第2章では特に政治面から、第3章では特に経済面から、より詳しく日中関係の現状と北京五輪後の課題について論じることとする。ここまでが総論部分の第1部である。

つづいて、第2部では、ビジネスマンや一般社会人の関心が高い実務分野について、過去から現在に至る経緯を振り返り、現状の問題点と今後の課題を洗い出して、それを克服するための方策を示す各論部分に入る。すなわち、第4章から第8章では「食と農業」、「資源エネルギー」、「環境」、「知的財産」、「文化交流」の各分野から見た日中関係について今後の日本が取るべき「マネジメント」の方策を提言し、最後に第9章では日中関係を「東アジア地域協力」という文脈で捉えて提言を行う。

3. 8つの提言

本報告書では、各章末において日本政府、民間企業・団体、または我々一人一人に対する提言をまとめている。そうした提言のなかでも特に我々研究メンバーとして今後もフォローアップしていきたいと考えているものを、ここで8つ紹介しておく。

「八」という数字は、我が国同様、中国においても「未広がり」として縁起の良い数字とされており、北京五輪も08年8月8日午後8時8分の開幕が予定されている。北京五輪後の日中関係が正に「未広がり」で安定的に子々孫々発展することを祈念して、この8つの提言を本報告書の中心提言といたしたい。

(1) 「『日中実務家交流プラットフォーム』の開催」

「食と農業」、「環境」、「知的財産」、「資源エネルギー」、「文化交流」、「地域協力」などのテーマごとに、日中の若手実務家・専門家が定期的に意見交換・交流できる場として、年に1回程度「日中実務家交流プラットフォーム」を開催することを提案。

(2) 「若手実務家研修プログラムの立ち上げ」

近年、多くの企業・官公庁が語学習得、中国理解、人脈作り等を目的に中国へ留学生を派遣しているが、みな外国人専用の語学コースで座学を受けているだけであり、1年の留学を経ても中国人の友人が一人もいないケースが珍しくない。そのため、「知中派」育成研修の受け皿として、ハーバード大学「日米関係プログラム」のような研修プログラム「日中関係プログラム」を中国の大学で開設することを提案。

(3) 「中国における『食の安全』キャンペーン」

中国産食品の安全性が不安視されるなか、税関における水際での取り締まりだけではなく、抜本的な問題解決と日本と中国双方の消費者の利益のために、「食の安全」に対する中国社会の意識向上を目的としたキャンペーンの実施を提案。

(4) 「『公害防止事業団』の提言」

環境保全投資が不足している中国において、これを長期・低利で安定的に供給する政策金融機関の設立を中国政府に働きかけ、日本からも専門家派遣などの形での協力を提案。

(5) 「日中間における『知的財産保護に向けた中長期計画』の策定」

中国製模倣品・海賊版製品によって日本企業が大きな被害を受けているが、これに効果的に対処するためには、単に中国へ改善を要請するだけでなく、日中間で協力して中国における法制度改善と摘発能力向上に向けた取り組みをバランス良く、包括的に実施していくことが必要である。そこで、日中共同で「知的財産保護に向けた中長期計画」を策定し、中国国民に対する啓発活動、地方部における適切な法執行の確保、知的財産権関連法分野における学术交流等を具体的に合意・確認したうえで、官民の適切なチャネルで毎年その進捗状況を確認していくことを提案。

(6) 「学生向け日本紹介DVD無償提供」

日本を訪れることができる中国人は経済面や制度面の理由によって限られており、中国国内には「本当の日本」を紹介する映像資料が不足していることから、一人でも多くの中国人、特に若い中国人学生にもっと日本を知ってもらうために、日本紹介DVD（日本の歴史、文化（ドラマ、映画、文学、伝統芸能）、日常生活、政治、経済、IT事情、通訳養成に有益な資料等）を中国各大学に配布することを提案。

(7) 「『アジア・コール・チェーン』の提言」

国内の低品質炭で自給している中国の石炭利用は、非効率で環境上も問題が大きく、エネルギー利用の効率化を目指す中国自身の政策方針にも沿わない。そこで、日中双方の商業上、環境上、エネルギー政策上の利益に適うビジネス・モデルとして、供給余力のある豪州やインドネシア等の「日の丸炭鉱」から、日本の海運会社が持つ専用大型船で中国沿海部の消費地へ高品質炭を運び、これを高効率で環境に配慮された日本のプラントで利用することを提案。

(8) 「『日中共同メコン開発』の提言」

東アジア地域の統合にとって重要な地政学上の意味を持つメコン地域（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）においては、現在日中両国が影響力争いを展開しているが、それでは日本にも中国にもメコン地域諸国にも得るところはない。そこで、この地域の開発や課題について日中両国で政策協調を図り、同地域の安定的発展に対して共同して取り組むことを提案。

研究体制

関山健（東京財団研究員）

編集および第1章「北京五輪後の日中関係 - ポスト円借款時代」担当

前田宏子（PHP総合研究所研究員）

第2章「北京五輪後の日中政治関係」担当

西村豪太（東洋経済新報社記者）

第3章「北京五輪後の日中経済関係」担当

福田善久（アイアグリ常務取締役）

第4章「食と農業から見た日中関係」担当

寺田強（電源開発室長）

第5章「資源エネルギーから見た日中関係」担当

染野憲治（環境省勤務）

第6章「環境から見た日中関係」担当

分部悠介（弁護士（経済産業省模倣品対策・通商室出向中））

第7章「知的財産保護から見た日中関係」担当

加藤嘉一（北京大学日本人留学生会顧問）

第8章「文化交流から見た日中関係」担当

村上正泰（国際フォーラム所長）

第9章「東アジア地域協力と日中関係」担当

本報告書の内容は、各研究メンバーの個人的見解を東京財団が取りまとめたものであり、その他のいかなる機関・団体の見解を代表するものではない。

第1部

総論

第1章 北京五輪後の日中関係 - ポスト円借款時代

第2章 北京五輪後の日中政治関係

第3章 北京五輪後の日中経済関係

第1章
北京五輪後の日中関係 - ポスト円借款時代
関山健（東京財団研究員）

1. 円借款時代 - 日本が様々な点で中国をリードしていた時代

- (1) 円借款は、リードする日本が中国の発展を助ける手段。
- (2) 「政府・政治主導の友好関係」から「民間主導の相互依存関係」へ変遷。
 - ・ 1980年代：「政府・政治主導の友好関係」、円借款は「友好の象徴、協力の柱」。
 - ・ 1990年代：「関係調整期」、円借款の「抗議表明の手段」化。
 - ・ 2000年代：「民間主導の相互依存関係」、円借款は歴史的使命を終了。

2. ポスト円借款時代 - 有史以来始めて両雄並び立つ不安定な時代

- ・ 追い抜かれる日本、追い抜く中国、いずれも新たな状況に対して心理的に準備不足で、無益な対立が生じやすい不安定な時代。
- ・ 現在の深化した相互依存関係の下では、両国間に衝突があれば双方にとって損害であり、日中関係は安定した方がよい。
- ・ しかし、この不安定な時代にどうやって日中関係を「マネージ」するかは難しい課題。

3. ポスト円借款時代に求められる「マネージメント」の視点

- ・ 中国から見て、日本との関係を損ねることによるデメリットを拡大することが肝要。
- ・ 日中関係で一つでも多くの共通利益を見出し、協力関係を深化 → 個別分野での協力。
- ・ 日中関係を地域協力・コミュニティの中に位置づけていく → 地域協力
- ・ 偶発的な衝突を防ぐためには、(a) あらゆるレベルでの交流チャンネルの構築・維持と(b)「知中派」、「知日派」の育成が重要
- ・ 注意点
 - 中国がメリットを感じる協力であること。
 - 日本に協力ノウハウがある分野であること。
 - バイ志向の中国をマルチの協力枠組みに引き出すこと。
 - 中国は既存の枠組みには乗ってこず、自らのイニシアティブに拘ること。

4. 目指すべき日中関係のかたち - 「量の中国、質の日本」が互いに協力しあう関係

- ・ 日中関係の安定的発展は両国の利益、国際問題に共に貢献する責任。
- ・ 日本は、量（GDP、貿易量、外貨準備 etc）で中国に抜かれても、自信を失うことなく、質（技術力、サービス水準、社会発展度 etc）では引き続き日本が中国をリードする関係の構築を目指すべき。
- ・ 若手実務者の交流チャンネル「日中実務家交流プラットフォーム」の実施を提案。
- ・ 若手実務者の「知中派」育成研修プログラムの立上げを提案。

第2章
北京五輪後の日中政治関係
前田宏子（PHP総合研究所研究員）

1. 日中政治関係の現状

(1) アジア地域の国際情勢

- ・アメリカのパワー（アメリカが張り巡らした二国間同盟）による安定という構図は変わらず。
- ・ただし、中国の経済成長による周辺地域への影響力は強まっており、その動向がアメリカの覇権を脅かすのではないかという警戒感も生じる。
- ・同時に、日米中、地域間の相互依存は深化する一方。

(2) 中国の対外・対日政策

- ・経済発展のための安定した周辺環境の構築を目指し、「調和世界」というスローガンを掲げ、協調関係を重視。
- ・「調和世界」「大国としての責任」。
- ・友好的な日中関係の構築を重視。
- ・台湾問題に関し、武力攻撃も辞さないという姿勢は変わらず。台湾を国際社会から除外しようとする動き。
- ・他の途上国への非協調的な手段での影響力拡大の試み。
- ・軍事力の増強、不透明な内容と意図。

(3) 日本の対外・対中政策

- ・日米同盟は日本外交の基軸。
- ・国際社会に対する、より能動的な貢献のあり方の模索（自衛隊の海外派遣、安保理常任理事国入りへの欲求）、「価値の外交」。
- ・深まる一方の中国との相互依存。対中関係は「最も重要な二国間関係の一つ」。
- ・急成長する中国に対する警戒感。日米豪戦略関係、日米豪印関係の重視。
- ・世代交代による「戦後」認識の変化。歴史認識問題。

(4) 日中政治関係の現状

- ・戦略的互惠関係。ウインウインの関係で、現在の日中指導者、政策担当者らは日中関係を重視。しかし問題を棚上げにした上での安定であり、関係を不安定化させる要素は依然として残る。

2. 北京五輪後の可能性

(1) アジア地域の国際情勢

- ・当面（～2020年）軍事的に中国がアメリカを凌駕するようになるのは不可能。しかし、アメリカに脅威を与える実力は備えるようになっている。
- ・中国のGDPは日本を抜き、アメリカに次ぐ世界第二位の存在。
- ・アメリカは日本との同盟関係をアジア地域における基盤として最重視する方針に変化はない。

- ・ ただし、米中経済関係が分かちがたいものとなり、中国のグローバルな影響力が増大している点から、対中関係を重視し、個別・短期的な問題については、日本にとって望ましくない政策が推進される可能性も。

(2) 中国の政治情勢(可能性)

経済発展を続け、民主化が進み、安定した持続可能な社会を構築していく。平和的な外交を追求する。

経済発展を続け、それなりに民主化もするが、偏狭的なナショナリズムが高まり、覇権的な外交を迫る。

経済発展は続けるが、民主化は進まず、都市住民と地方住民の格差はなくなる。外交政策は現在とあまり変わらない。

噴出する問題に経済発展の速度は追いつかず、国内は不安定化する。

噴出する問題に経済発展の速度は追いつかず、全国で暴動が起こり、混乱状態に陥る。

もっとも可能性が高いのは か か？

(3) 日本の対中政策

中国の情勢次第で変化。日本や周辺諸国にとってもっとも望ましい中国の姿は であるが、最も可能性が高いのは のケースか？その場合、想定される可能性。

急速な経済発展をとげ、GDPも中国に追い抜かれた日本が、その現実を受け入れられず、不安と不満を抱き、日本国内には偏狭なナショナリズムが生まれ、日中の政治関係は悪化。

中国の経済成長を自らが利益を獲得するためのチャンスとし、中国とは異なる日本の魅力を高めるよう努力。日中は相互に大きな利益を得る。

第3章

北京五輪後の日中経済関係

西村豪太（東洋経済新報社記者）

1. 「ビジネスモデル」再構築を迫られる中国

(1) 改革開放政策の成果

- ・中国の国内総生産（GDP）は購買力平価ベースではすでに日本を抜き、米国に次ぐ世界第2位の経済となった。
- ・急成長の原動力となったのは、労働力の安さや各種の優遇政策で外資系製造業を呼び込み、輸出によって外貨を獲得するという「ビジネスモデル」だった。
- ・90年代を通じて進められた規制緩和は、2001年末のWTO加盟以来、加速した。中国は廉価な衣料、雑貨、電気電子製品などを中心に世界中に輸出を拡大し、「世界の工場」としての地位を確立するにいたった。

(2) 「世界の工場」から「世界の市場」への転換

- ・「世界の工場」となったことで経済力を蓄積した中国は、巨大市場としての期待も高まっている。
- ・しかし、所得の拡大がそのまま消費に向かうとは言い切れない。中国では政府貯蓄と民間貯蓄を合わせた国民総貯蓄がGDPの50%に上り、世界平均の2割とは大きな乖離がある。本当の意味で中国を「世界の市場」にするためには、中国政府による社会システムの見直しが必要となると思われる。

(3) 過剰流動性と金融システム問題

- ・中国は貯蓄率が高いが、問題は、その資金の分配メカニズムが十分に機能していないことである。
- ・直接投資の流入と貿易黒字の拡大によって、中国の国際収支は急拡大を続けている。結果として外貨準備は2002年末の2864億円からわずか5年で5倍もの水準にふくれあがった。その代償として、人民元は供給過多となり、カネ余り現象を生み出している。
- ・改革開放以来大きな成功を収めた中国の「ビジネスモデル」は、現在そのドラスティックな転換を迫られているのが現状だといえる。

2. 中国経済の発展と日本企業

(1) 戦後中国における日本企業の歩み

- ・日本企業の進出形態は80年代から90年代には合弁形式が主体であり、90年代後半以降は100%子会社での進出が増加、最近では投資性公司（地域統括会社）の設立によるグループ経営の時代に移行しつつある。中国に多様な子会社を持つ日本企業の中には、中国事業の売上が1兆円を超える企業も出始めた。
- ・当初、日本企業は中国の安価な労働力を活用し、中国各地に製造業を中心とする輸出加工基地を形成していった。WTO加盟以降には、中国当局の政策の変化、また中国国内市場の成長という二つの要因から日本企業の投資は製造拠点の設立以外に、

研究開発、国内販売、アフターサービスなどへと多角的に発展した。

(2) 第三国企業との比較

- ・日本企業と欧州、米国の企業を比較すると、欧米企業には輸出のための生産拠点というよりも中国の国内市場での販売に主眼を置いて進出するケースが多い。これには欧州には中東欧諸国、米国にはカナダ、メキシコといった地理的に近接した国際分業の相手国があることが影響しているとみられる。
- ・韓国企業の場合は、日本企業同様に生産基地として中国を見る傾向が強い。

(3) 分業の行方と「チャイナ・プラスワン」

- ・05年に比べて06、07年が落ち込んだ最大の原因は、広州に集積している日系自動車・同部品メーカーの投資が一巡したことだと思われる。同時に、中国に生産拠点を集中させるリスクを避ける、いわゆる「チャイナ・プラスワン」の動きがさかんになっていたことも上げられよう。
- ・日本企業にとっても今後は中国を「工場」ではなく「市場」としてとらえる傾向が強くなるだろうことがうかがえる。中国は優遇制度の撤廃などを通じて、ローエンドの組み立て加工が主体である現状から、より産業構造を高度なものにするための政策誘導を行っている。国内販売に重きを置くうえでも、今後は研究開発の拠点などを中国に設置するための動きが盛んになるだろう。その前提として、一層の知財保護などのルール整備が中国側に求められる。

3. ポスト五輪の経済運営

(1) 中国指導部の自己認識

- ・経済の過熱が収まらない中でインフレ懸念も生じている。サブプライムローン問題を契機とした米国経済の減速もリスク要因となっており、中国政府にはマクロコントロールの有効性が問われている。
- ・こうした状況において、中国指導層は、「富めるものから先に豊かになる」という、いわゆる「先富論」から、中下所得層の底上げや地域間格差の是正による消費活性化など、バランス重視に明らかにシフトした。
- ・17回党大会報告は、抽象的表現ながら、内需拡大や産業構造の高度化に向けた「ビジネスモデルの転換」に対する強い意思表示と見ることができる。

(2) 確実に来る高齢化

- ・「ビジネスモデル」転換を中国指導層が急ぐ背景には、これまで中国の競争力を支えてきた労働力の供給に限界が来ているという事情もある。
- ・ほかのアジア新興国でも同様だが、中国では農村から都市へと若い労働力が移動を続けることで賃金水準を低水準に保つ仕組みが産業の国際競争力を支えてきた。しかし、2003年ころから、広東省などで出稼ぎ労働者（農民工）の不足（「民工荒」）が指摘されるようになっていた。05年になるとこの現象は山東省などでも見られるようになっていく。
- ・都市部に労働力を提供するという意味合いのみならず、農村に住む人々の所得を上げるためにも都市への移住促進は不可欠である。こうした人口移動と都市・農村、

沿岸・内陸の矛盾解消を平穏裏に達成することが2020年までの中国の最優先課題と考えられ、経済運営の焦点もそこにおかれると思われる。

(3) 双方向のパートナーシップへ

- ・中国が持続的発展を遂げる上で、都市化と産業の高度化が死活的に重要な課題となる。同時に、これに積極的に関与し、日本企業の活動空間を広げていくことは、国内市場の縮小を余儀なくされている日本にとって大きなチャンスとなる。
- ・中国と日本の経済における相互依存は強いが、基本的に垂直分業的であって、水平分業の性格はいまでも薄い。産業構造の高度化を進めることで、これを水平分業的にしていきたいというのが中国側の期待であろう。そのひとつとして、日本企業の技術を取得することに、中国側は大きな期待を寄せている。そのための有力な手段がM & Aである。
- ・中国に先んじて高齢化が進む日本では、今後国内の貯蓄率が低下すると考えられ、外国からの直接投資の増加は望ましい。外国企業のM & Aが安全保障上の懸念につながる事態に備え、日本では2007年に外国為替法の規制見直しが行われた。ルールに則っている限り、海外からの投資にオープンであるのが当然である。
- ・日本と中国は密度の濃い産業のネットワークで結ばれており、M & Aを通じて産業の再編成、再配置が合理的に進めば、両国にとって利益となるだろう。逆に、それぞれがフルセット型の産業構成を追求するならば、そのデメリットは大きい。
- ・ODAを通じた「援助する側」「される側」という関わりに起点を置く日中の経済関係は、30年を経て双方向のパートナーシップへと発展しつつある。この関係を健全に発展させていくためにも、日本側は中国にルールの遵守とガバナンスの強化、透明性の向上を訴え続けていく必要があるだろう。

第2部

各論

第4章 食と農業から見た日中関係

第5章 資源エネルギーから見た日中関係

第6章 環境から見た日中関係

第7章 知的財産保護から見た日中関係

第8章 文化交流から見た日中関係

第9章 東アジア地域協力と日中関係

第4章

食と農業から見た日中関係

福田善久（株式会社アイアグリ常務取締役）

1. 現状と問題点

(1) 世界の食糧需給

- ・ 需要の増加、耕地面積の減少、生産性向上の限界、環境対策農業（バイオ燃料・バイオプラスチック用作物栽培）の拡大などから、食糧需給は今後逼迫。

(2) 日本農業の現状

- ・ 世界に類のない高コスト、世界最大の農産物輸入国（自給率約40%、農林水産就業率約3%）、FTA/EPA締結の阻害要因の一つ。

(3) 中国農業の現状

- ・ 食肉消費の増加に伴う穀物需要の増加、耕地面積の減少（耕作地の都市化・砂漠化、水資源の枯渇、耕作地の地力低下）、農林水産就業率約50%、自給率100%。
- ・ 農業、農村、農民に関するいわゆる「三農」問題は、人口の過半を農村人口/農業就業人口が占める中国にとって、最も重要な政策課題のひとつ。

(4) 日中間の現状

- ・ 「食と農業」の観点から日中関係を見れば、中国は日本にとって第2位の農産物輸入相手国であり、日本は中国にとって第1位の農林水産物輸出相手国（全体の約30%、約1000億円。魚介類、野菜、肉、トウモロコシ等）。
- ・ 日本と中国では「食の安全」に関する意識レベルが異なる。

2. 北京五輪後の展望

(1) 中国の食料自給率が低下する可能性

- ・ 現在、日本は世界最大の農産物輸入国。一方、中国は、自国の食糧生産量が食糧消費量を上回っているという意味において、その自給率は今のところネットで100%を確保しているが、日本の10倍の人口を抱える中国は、その食糧自給率がわずか5%足りなくなるだけで、たちまち世界最大の食糧輸入国となる。
 - アメリカがバイオエタノールを増産している事、BRICsを中心に食料需要が拡大している事、気候変動リスクが高まっている事により、食糧需給のファンダメンタルズは弱まっており、日中両国は、国際市場において、近い将来食糧を奪い合わざるをえなくなるリスクがある。

(2) 食の安全

- ・ 中国産農水産品・食品の安全性問題の行方がどうなるのか
- ・ 農産物の多くを輸入に依存している日本としては、「食の安全」の観点から、中国から安全・安心な農産物が安定的に供給されてくるようにすることも重要。

3. 提言

- ・ 中国と共通利益がある分野で協力を進めていくことは、日中関係を安定的にマネージしていくアプローチの一つであり、「食と農業」もそうした分野の一つ。
- ・ 日中両国は、近い将来深刻な食糧不足に直面する可能性があり、長期的な食糧確保の観点で協力する意義は大きい。中国への農業生産性向上に協力（機械化、灌漑整備、緑化等）や、米国・豪州以外の食糧供給国（例えばA S E A N諸国）の生産性向上に共同で協力することを検討できないか。
- ・ 日本と中国が共同でイニシアチブを取り、日中のみならず米国・豪州・A S E A Nを巻き込んだ形で、例えば異常天候時に備蓄食糧を融通しあうようなメカニズムを世界規模で確立できないか。
- ・ 税関における水際での取り締まりだけでなく、安全・安心な生産・流通体制の確立など、「食の安全」に対する中国社会の意識向上を目的とした『食育』を実施することはできないか。

第5章

資源エネルギーから見た日中関係

寺田強（電源開発株式会社室長）

1. 重要度を増す石炭分野の対策

- ・ 今後 2030 年までに世界全体のエネルギー消費は年平均 1.6%で増加し 1.5 倍に拡大するが、依然として化石燃料が主役であり 80%以上を保つと予測している。燃料別では、石油が第 1 位の座を保つものの伸び率は 1.3%と平均を下回り、一方で石炭は年平均 1.8%の増加が続き、増加量としては 16.7 億石油換算トン（石油の増加は 16.3 億トン）と最大になる。
- ・ これは、石炭依存度の高い中国などで高い経済成長が続くためであり、石炭需要増の 5 分の 4 は中国とインドによりもたらされると予測されている。中国は既に世界最大の石炭需要国であり一カ国で全体の約 35%を消費しているが、2030 年には実に 46%程度まで増加すると予測されていることは注目すべきである。
- ・ したがって、今後のエネルギー・環境問題を考えるにあたっては、石油にも増して石炭の問題に注目することが大切であるといえる。特に、中国、インド両国の発電分野における石炭利用の問題は、この問題に最も大きな影響を持つものと考えらよう。

2. 中国の石炭火力発電効率向上が鍵

- ・ 中国自身もすでに対策に動いており、現在の第 11 次 5 カ年計画（2006-2010 年）においては発展重視から明確に舵を切り「調和のとれた社会」の実現が目標に掲げられ、具体策として 20%の省エネ目標や汚染物質排出制限目標が導入された。さらに電力の過剰消費や非効率な投資を抑えるための社会改革が進められており、有力省での指導者の交替等も経済成長一辺倒だった政策を修正し社会のコントロールを取り戻そうとする動きと見ることができよう。
- ・ 石炭消費のうち 8 割以上は発電、製鉄、セメント等によるが、とりわけ電力部門の比率が高く半分以上を占めている。発展する経済を支えるため発電所の建設は急速に進められており、そのほとんどが国内で算出する石炭を燃料とするものである。中国のエネルギーは石炭依存度が極端に高いが、今後もエネルギーを自給しながら成長していくとの戦略を基本としており石炭への依存は続くと考えられる。
- ・ 石炭依存の継続が避けられない以上、高効率で環境インパクトの小さい設備を導入することが急務である。中国政府は老朽化した小規模低効率設備を廃止し高効率の新規設備に更新していく「上大圧小」政策を進めているが、近年の電力不足・停電頻発の中、需要を満たすことがまず優先され、結果的に小型設備も多く建設されてきている。また雇用維持も重要な社会政策であることから簡単には旧型設備を閉鎖できないという事情も指摘されている。
- ・ 炭素排出のないエネルギー源である原子力発電の導入も考えられるが容易ではない。第 11 次五カ年計画においても中国は原子力発電の積極開発を掲げているが、しかしそれでも 2020 年時点の全発電設備に対しては 4%程度を占めるにすぎないと予想されてい

る。天然ガス、石油を発電用に大規模に振り向けることは困難であり、発電の主力は相当の期間は石炭火力発電所に頼らざるを得ないという現実を見据える必要がある。

3. アジアコールチェーン構想の提案

- ・ では、高効率な石炭火力発電所の普及を進めるためにはどのような対策を進めればよいのであろうか。本稿では、「アジアコールチェーン」(仮称)の構築による輸入炭の活用を提示したい。
- ・ 高効率発電技術を用いるためには高品位の燃料を安定的に供給することが必要となる。中国の電力需要は沿岸都市部で大きく発電所のニーズも沿岸部が高いが、一方で石炭資源は内陸部に集中しており鉄道輸送がボトルネックとなり供給が不安定である。また、中国はすでに約 23 億トンと世界最大の石炭生産を行っているが、急増する需要に対応して「郷鎮炭鉱」と呼ばれる弱小資本で劣悪な作業環境の炭鉱が占める割合が増大しており、今後国内炭のみでは高品位炭の大量供給は難しい。
- ・ こうした問題を解決するには豪州やインドネシア等で大規模に産出される輸入炭を利用する発電モデルの活用が有効であり、石炭産業の上流(産出)から下流(消費)までをコールチェーンとして捉える必要がある。
- ・ 豪州、インドネシアとも石炭市場の価格上昇をみて新規供給力の開発に熱心である。今後港湾や鉄道等のインフラ整備を含め、それぞれに数年内に 1 億トン以上の供給力を新たに開発する見通しである。すでに日本は豪州やインドネシアの炭鉱に出資し権益を得ているが、日本国内の石炭需要は大きく増大することは考えにくいことから、新たな供給余力が生まれると考えられる。
- ・ 「アジアコールチェーン」はビジネスモデルとしても優位性を持つ。仮に 1 億トン程度の供給を考えれば、100 万キロワット級発電所 40 基相当分となる。高効率発電は超高温、超高压分野の技術であり、日本の鋼材製造技術や高度な建設技術は他国を凌駕している。日本のプラントメーカーにとっても大きなビジネスにつながろう。さらに、我が国の石炭火力発電所は九州や四国、北陸地方にも多くあることから、豪州やインドネシアからの石炭船をこれら日本各地域と中国沿岸部の大型発電所への供給に活用することができればスケールメリットが得られよう。
- ・ それ以上に大切であるのはエネルギー安全保障の視点である。中国はエネルギーの自給率を維持するため、基本的には国内産の石炭による経済成長を方針としているが、膨大な需要増に対しては輸入も増加することが予測される。電力の 4 分の 1 を輸入炭発電に依存する日本にとっても過度の競合は価格上昇や資源の争奪につながりエネルギー安全保障を脅かす。両国を中心とするアジアのコールチェーンの安定は相互関与型のエネルギー安全保障として双方にメリットがあろう。

第6章 環境から見た日中関係 染野憲治（環境省勤務）

1. 中国の環境の現状

- ・中国政府は、第十次5カ年計画で2005年の大気汚染及び水質汚染物質の排出量（それぞれSO₂及びCOD排出量）を2000年比で10%削減する目標を設定したが、まったく達成されなかった。
- ・排出削減が進まない理由として、環境重視の姿勢を見せる中央政府に対し、未だ地方政府には経済成長優先という考えがあることが挙げられる。また、火力発電所への脱硫装置や污水处理場の建設などのインフラ整備も進めているが、例えインフラが整備されても、安価な国内産の脱硫装置では性能が低いものがあったり、運転コストがかかるため装備しても稼働させなかったりといった問題も生じている。
- ・「中国環境状況公報 2006」によれば、水質については、いわゆる7大水系（長江、黄河、珠江、松花江、淮河、海河、遼河）では、飲用に利用可能な～類の水が46%、これに対し如何なる用途にも利用できない（触れることもできない）劣類の水が26%を占めているが、劣類の水であれ、地域によっては水資源に困窮しており、農業等に使用せざるを得ない地域も多い。
- ・大気についても、汚染は深刻である。北京や広東などの都市部ではモータリゼーションや暖房施設等により、毎日、白く霞んだ大気が続いている。北京と東京の大気汚染の数値を比較すると10倍近い差があり、現在の北京の大気汚染の状況は1970年頃の東京で汚染が著しかった地点とほぼ同様である。

2. 日中環境協力の現状

- ・「日中環境保護協力協定」（94年締結）、「日中21世紀に向けた環境協力共同発表」（98年発出）、「日中環境保護協力共同声明」（07年発出）などの文章に基づき、協力を実施。
- ・代表的プロジェクトには「日中友好環境保全センター」（95年開所）、「日中環境モデル都市」などがあり、その他、「日中韓三カ国環境大臣会合」（99年より8回開催）や「環境と開発に関する中国国際協力委員会」などの地域協力枠組においてもプロジェクトを実施。
- ・このように1990年代までは活発であった日中間の交流も、21世紀に入り、微妙な日中関係を反映するかのようになり、ハイレベルでの二国間交流が減少する。そのような時期に、日中のハイレベル交流の場として続けられたのが「日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）」であった。
- ・また、この他に、欧米、日本等が中国の環境問題について研究・提言を行う地域間・多国間協力がある。

3 . 北京五輪後の展望

- ・日本の環境問題を専門とする有識者にとって、日中の環境分野での交流を停止するということは考え難い。気候変動問題、黄砂や酸性雨、海洋汚染、中国国内の環境汚染に起因する食品汚染などの越境汚染について注目は高く、このような状況において、中国側との関係を断絶するような選択肢は取り得ない。
- ・しかし、日本では日中環境協力に対する必要性・方法・分野等のコンセンサスが未だない。また、日中間でも日中環境協力に対する方法・分野等のコンセンサスが未だない。このような状況での日本国内、日中間での議論はかみ合わないし、混乱しやすい。
- ・政治的な視点は様々あろうが、現実を見れば中国単独では気候変動にも水質・大気の汚染問題にも対処できないであろう。日中間が環境分野でどのような協力関係が構築できるかが、地球の命運を握るといっても過言では無い。

4 . 政策提言

- ・中国の環境汚染の日本への影響（越境汚染問題）の観点からだけでなく、中国の安定的で健全な発展は日本自身の安全・利益のためにも重要との観点から見ても、対中環境協力は、日本の国益に適うもの。
- ・中国のニーズがないプロジェクトの実施は効果が疑問。水質汚染・土壌汚染は越境性が低いが、輸出食品への影響や在中国邦人への影響にも鑑みて、公害を経験した日本として協力すべき。同様に、大気（酸性雨を含む）や廃棄物（リサイクルを含む）への協力も重要。越境性の低い問題への協力も、例えば、温室効果ガスの削減につながれば、排出権取引のメカニズムを使って日本にも直接ベネフィットが出る（コ・ベネフィッツ）。
- ・日本の高度経済成長時代には公害防止規制というムチと「公害防止事業団」等による公害対策融資というアメが存在した。今の中国にも、日本の「公害防止事業団」が行った取組は参考になると考えられる。中国の「公害防止事業団」設立に日本が協力（資金協力、専門家派遣等）してはどうか。

第7章

知的財産保護から見た日中関係

分部悠介（弁護士（経済産業省模倣品対策・通商室出向中））

1. 中国を中心とした模倣品・海賊版被害の現状

- ・ 近年、模倣品・海賊版問題は、「新しい形態の違法行為」として、世界的に注目を集めてきており、その被害総額は、全世界で約80兆円。
- ・ 日本は、模倣品・海賊版の最大の被害国の一つ。自動車部品、電器製品、インクカートリッジ、ベアリング、農薬、化粧品、玩具、スポーツ用品、海賊版CD・DVD等々、ありとあらゆるジャンルで被害を受けているのが現状。
- ・ 模倣品・海賊版は、権利者に損害を与えるだけでなく、模倣自動車部品による製品事故や、薬品・食品の模倣品による死亡事故等、消費者に対する害悪も深刻。売上資金が犯罪組織の資金源になっているという指摘もあり。
- ・ 模倣品・海賊版の被害の中心は中国。従前は、華中・華南地域の沿岸部が中心であったが、最近では、内陸部にまで拡大する傾向。
- ・ 被害のグローバル化も深刻。中国製の模倣品・海賊版が中国国内で消費されるのは3割で、残りは、東南アジア、インド、中東、中南米、最近ではアフリカにまで拡散。
- ・ 最近では、手口の巧妙化が進行。精巧な模倣品、インターネット販売を始め、摘発逃れを目的として模倣商標ラベルと製品本体を別々に製造する「分業化」、受注数量に合わせて、生産・出荷する「小口化」の手口も出現。模倣業者が法律を悪用して、摘発行政機関の摘発行為に対して行政訴訟を提起するケースも。

2. 対中模倣品・海賊版対策の現状

(1) 日本企業による対中模倣品・海賊版対策

- ・ 従前は、模倣品を「有名税」と考えて放置している日本企業も多かったが、90年代後半から対策を本格化させる企業が増加。最近では、対策費用として億単位の費用をかける大企業も。
- ・ 対策の内容としては、まず、被害実態を専門の調査会社や弁護士・弁理士等に調査させ、被害状況に応じて、行政・刑事・民事の手続をとるとというのが一般的。大規模な摘発成功時には、これをPRして模倣業者を威嚇する場合もある。中国は、WTO加盟後、模倣品・海賊版対策の根拠となる知財権法制度を既に整備済。
- ・ 近年では、同業他社と連携したり、業界団体内で被害情報を交換したり、共同で調査・対策をとる企業も。業界団体として中国政府に対して制度改善要請をした事例もあり。日本最大の業種横断的な模倣品・海賊版対策の団体として、「国際知財保護フォーラム（IIPPF）」がある。

(2) 日本政府による対中模倣品・海賊版対策

- ・ 近年、日本政府も模倣品・海賊版対策を強化。「知財推進計画」に模倣品・海賊版対策を記載し、2004年に、経済産業省内に「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置。日中間のバイ協定も増加し、2007年12月には、閣僚級の「日中ハイレベル経済対話」

において知財保護強化が確認。

- ・制度改善の要請と並行して、知財保護関係機関の担当官の能力向上支援も実施。日本の学者・弁護士等の法律専門家を派遣して立法担当官にレクチャーしたり、摘発行政機関の担当官や裁判官・検察官を日本に招聘して日本の知財保護に関する取組みや制度を紹介したり、特許庁審査官に対して、先端技術分野に関する研修を実施する等。

(3) 官民合同の対策

- ・2002年より、「国際知財保護フォーラム（IIPPF）」と日本政府は、合計5回、官民合同ミッションを派遣。「要請」と「協力」のスローガンの下、様々な制度改善要請、協力事業を実施。当初は中国政府も対応に消極的であったが、「外国との協調」の観点から態度を軟化。最近は、「中国自身の発展」のため、知財法制度を発展させるというスタンス。本ミッションの派遣が中心となり、日本の対中対策は進展。

(4) その他

- ・摘発行政機関に対して実施する真正品と模倣品の判定のポイントを伝授する「真贋判定セミナー」の実施は、特に重要。多くの日本企業が実施し、政府もバック・アップしてきたところ。特に最近は、精巧な模倣品が出てきて真贋判定が困難になってきているので、今後、摘発行政機関の真贋判定をいかに効率的にサポートできるかが重要。
- ・日米欧の連携については、自動車・電機の製造業が被害の中心の日本、映画・ビジネスソフトウェアが中心の米国、ブランド物が中心の欧州という被害実態の違いや中国に対するスタンスの違いから、十分な連携は取れていないのが現状。WTO等の国際的な枠組みについては、先進国、途上国間の対立が先鋭化してきており、活用が困難。

3. 中国政府による模倣品・海賊版問題に対する取り組みの現状

- ・2001年のWTO加盟、米国等からの圧力を受けて、中国の知財権保護制度は急速に進展。2004年5月、呉儀副総理を長とした省庁横断的な「国家知財権保護工作組」が発足。2006年の「第11次五カ年計画」では、知財権保護を通じた自国企業の育成を国家目標として掲げ、同年以降、毎年、「知財権保護行動計画」を策定。2006年8月までに、模倣品・海賊版被害の相談窓口として「知財権保護通報センター」を全国50都市に設置。同年以降、専利法、商標法、反不正競争法といった主要な知財権の改正作業にも着手。近く、国家の総合的な知財権戦略として、「国家知財権戦略要綱」を発表予定。
- ・法執行も強化され、模倣品・海賊版事犯の摘発件数も増大。商標権に関する行政摘発件数は、2002年に23,539件（うち外国企業案件は2,072件）だったものが、2006年には41,214件（同9,286件）と約1.8倍、外国企業関連は約5倍と大きく増加。中国の警察の発表では、2000年から2005年までに、模倣品・海賊版事案を約6700件検挙し、約9300人の被疑者が逮捕。民事裁判も、北京・上海の都市部を中心に裁判官のレベルが向上。近時、賠償金額も高額化して、1億円以上の賠償金を勝ち取った日本企業の事例もある。

4. 対中模倣品・海賊版対策の現状の課題

(1) 「中国国民の知的財産権保護意識の欠如」

- ・ 最近、中国政府も全国各地でシンポを開催する等啓蒙活動や教育活動を強化しているが、初めて知財権が制定された1980年初頭から、未だ30年程度しか経過していないことから、中国国民の知財権保護意識は希薄であり、これが模倣品・海賊版問題の根本原因。

(2) 「地方部における確実な法執行の確保」

- ・ 従来よりは改善されてきているものの、「地方保護主義」問題は依然として存在。最近では、中国国内で、豊かな沿岸都市部の中国企業の知財権を貧しい内陸の模倣業者が侵害するといった中国国内の「知財の南北問題」が出てきており、地方の法執行強化はより問題は複雑に。

(3) 「巧妙化する模倣業者への対応」

- ・ 今後、中国は、先進諸国も闘ったことがない「世界最先端の模倣業者」と闘っていかなければならないステージに突入。そのために中国は、もうワンランク、法律、法執行のレベルを高めていく必要あり。

(4) 「中国政府による過度な自国企業の知的財産保護への傾倒」

- ・ 近時、中国政府は自国の産業発展のため知財保護を推進していることを標榜しているが、自国企業の知財権保護を推進するあまり、これが外国企業の知財権と衝突する場合に、不当に外国企業の知財保護を後退させる懸念もないとは言えない。この観点から、本年8月から施行予定の独禁法等の関連法規を注視する必要あり。

(5) 「模倣品・海賊版対策実施の対策及び連携の強化」

- ・ 日本企業の対策状況には、温度差があり、被害状況に比して、未だ十分な対策がとれていない企業も多い。より深刻化して、日本経済にとって重大な脅威となりつつある本問題に対して、日本全体として意識を高めて、「オール・ジャパン」として連携を強化する必要あり。
- ・ 日米欧の被害実態、スタンス等の違いから全面的な連携は困難であっても、中国の一般国民への啓蒙活動や、法制度の構築の場面等では連携が可能と思われる。いかにして具体的に連携が可能なテーマを見つけて、実効的な連携を実現できるかがポイント。

5. 知財保護を中心とした今後の日中関係

(1) 必要な視点

- ・ 従来は、知財保護のテーマは「日本 v s 中国」という基本構図であったが、最近の中国の取り組みの強化、手口の巧妙化の進展により、「日本・中国政府 v s 模倣業者」の基本構図に転換。これに伴い、日中間において、知財保護のテーマは、「対立」ではなく、相互の「協力」のテーマとして取り扱っていくべき。
- ・ このような全体構造の変化の中、種々の協力事業の積み重ねにより、知財権保護を中心とした日中間の戦略的な互惠関係の構築につながっていく。

(2) 提言

- ・ 「日中間における『知的財産保護に向けた中長期計画』の策定」

中国が策定している種々の知財に係る国家計画を踏まえ、日本が中国に改善を要請していきたい点や協力事項を盛り込んだ中長期計画を日中間で策定し、これを日中の産業界・政府のハイレベル間で、毎年、進捗を確認・検証していくことを提案する。その前提として、日本国内の官民で連携して、対中対策の中長期計画を策定する必要がある。

・「中国国民に対する啓発活動」

従来、中国政府に対する遠慮や、表現規制の関係等もあり、外国企業による中国国民への啓蒙はやりにくくなったが、最近はやりやすくなってきているので、テーマや、地域、相手の階層等を十分に勘案の上、効率の高い啓蒙活動を積極的に展開することを提案する。最近、日本企業が中国の一流大学に知財の専門講座を設置したり、日中の官民で開催したデザイン保護にフォーカスした「日中デザイン保護シンポジウム」が実現。

・「地方部における法執行の確保に向けた総合的な協力の推進」

従来から実施してきた真贋判定セミナーを中心とした摘発行政機関の摘発能力向上のための取り組みを効率的・効果的に実施すべく、中国の中央政府も巻き込みつつ、真贋判定セミナーの実施と摘発件数の相関関係を分析した指標や、模倣品・海賊版の被害のレベルを測定する指標を策定して、これをベースに、真贋判定セミナーの効果及び当該地方部での取り組み等を評価、分析、効果検証していき、総合的な協力を推進することを提案する。評価の高い取り組みを実施した地方部については、これを評価・称賛した上、「ベスト・プラクティス」として、その他地方に展開していくことも検討すべき。

・「知的財産権関連法分野における学术交流の推進」

日中の学者を中心とした、知財権関連法分野における学术交流を推進すべく、「日中知的財産権法学会（仮称）」を創設することを提案する。定期的に、対象法律・テーマを毎回、選定して、当該分野の日中の学者、政府機関関係者が参加して、意見交換を実施。モデル事例として、本年1月に、日中の刑法の学者間を中心に、巧妙化事案に対する刑事罰適用に関する日中の法理論を議論した「日中処罰法研究会」がある。

・「日本企業・政府による模倣品・海賊版対策の一層の強化」

模倣品・海賊版対策は元来、被害金額の算定も困難であり、それがゆえに対策の効果を判定することも困難ゆえに、経営者も、模倣品・海賊版対策費用は、単なる「コスト」として捉えられがち。かかる現状を改善すべく、模倣品・海賊版対策について、対策の経営に対する貢献度が定量的に分析・検証できるような実効的な評価モデルを構築して、これを広く共有していくことを提案。かかるモデル構築を通じて、各企業が適正なレベルの模倣品・海賊版対策をとれるようにする。

第8章

日中文化交流

加藤嘉一（北京大学日本人留学生会顧問）

1. これまでの日中文化交流

(1) 70年代、80年代の日中文化交流

- ・ 70年代、80年代の日中文化交流は、政府間協定による交流事業や、ODA によって設立された「日本研究センター」（通称「大平学校」）を拠点とする交流事業など、「官主導」の文化交流であった。

(2) 現在 - 「官民一体」の日中文化交流

- ・ 現在の日中文化交流を 70、80 年代と比べると、その特徴として「官主導」から「官民一体」へのシフトを指摘できる。
- ・ 民間レベルでの人の交流や文化の交流に加え、官主導の文化交流イベントも盛んに行われている。日中両国は 2007 年を「日中文化スポーツ交流年」、2008 年を「日中青少年交流年」とし、若者間の相互理解に重点を置いた交流イベントに力を入れる。

(3) 日中文化交流のアクター

- ・ こうした「官民一体」の文化交流は、交流チャンネルの多様化、大衆化をもたらした。文化交流にかかわるアクターを大まかに分けても、(1) 政府、大使館等の公的機関、(2) 民間企業、(3) マスコミ、(4) 個人と多様化している。

2. 文化交流のアクターごとに見た現状、問題点、課題

(1) 政府、大使館等

- ・ 在中国大使館の広報文化センター、国際交流基金の日中交流センターなどが様々な交流事業を行っているが、交流者（ユーザー側）の視点が欠けている。例えば、青年交流事業については、「大学受験で忙しい高校生が1年間も日本になど行ってられない」という声もある。
- ・ 文化交流が短期的に日中関係へ決定的な影響を与えることはないが、むしろ、両国政府間の政治関係の良し悪しは文化交流の実施にも影響を与えるので、政府ないし政府系機関には、文化交流の発展のためにも良好な政治関係の構築を望む。

(2) 民間企業

- ・ 企業も様々な文化交流を主催・共催・後援することがあるが、ここ数年は、中国における反日ムードの高まりのなかで、日本関係のイベントに関わることに後ろ向きな企業が多い。
- ・ 企業が係わる個々の文化交流事業については、相互理解や対日感情の改善というマクロな目的もさることながら、企業イメージ向上を通じた 商品・コンテンツの売り込みや 人材確保といった目的が入る。
- ・ 企業については、反日ムードのなかであるからこそ、日系企業として企業イメージのアップにつながる交流イベントに積極的に参加してもらいたい。

(3) マスコミ

- ・ 文化交流の効果拡大にマスコミ報道が果たす役割は大きいと考えるが、文化交流がニュースとして取り上げられること自体が少ない。
- ・ マスコミについては、日中関係の多様性の報道という観点から、文化交流についても積極的に取り上げてもらいたい。

(4) 個人

- ・ 学者、留学生、旅行者を含め、これからの日中文化交流においては、個人が果たす役割が大きい。かつての高倉健主演映画「君よ憤怒の川を渡れ」や三浦友一、山口百恵に始まり、芸能人やスポーツ選手のイメージは中国における対日本・日本人感情を大きく変える影響力がある。

3. 提言

(1) 文化交流を通じた日中関係の安定化

- ・ 日中関係全体の文脈で考えたとき、文化交流は、両国間の相互理解・相互信頼を高めることによって、両国関係の安定に貢献するものだと考える。
- ・ 交流の機会が増えれば摩擦や衝突の機会も増えると言えるが、だからと言って交流をやめるのではなく、交流の機会を更に増やし、より一層相互の理解を深めていくことが唯一の解決の道である。

(2) 中国の大学に日本紹介DVDを配布

- ・ 相互理解・相互信頼の増進のためには、実際に相手国を訪れ、直に相手国の文化に触れることが効果的だが、中国を訪れる日本人は、年間340万人近くに上る一方、日本を訪れる中国人は年間65万人あまりに留まっており、相手国を訪れる人が人口全体に占める割合で言えば、訪日中国人が中国の人口全体に占める割合は、訪中日本人が日本全体の人口に占める割合のわずか500分の1程度である。
- ・ 日本を訪れることができる中国人は経済面や制度面の理由によって限られており、中国国内には「本当の日本」を紹介する映像資料が不足していることから、一人でも多くの中国人、特に若い中国人学生にもっと日本を知ってもらうために、日本紹介DVD（日本の歴史、文化（ドラマ、映画、文学、伝統芸能）、日常生活、政治、経済、IT事情、通訳養成に有益な資料等）を中国各大学に配布し、日本語学習・日本理解の教材としてもらってはどうか。

(3) 相乗効果の高い文化交流事業の模索

- ・ 近年の日中文化交流事業は、同じようなものが多すぎて非効率である。今までタイアップしていない団体・機関や、他人がやってこなかった分野を見直すことが必要。
- ・ 例えば、日本政府が草の根無償援助で建てた小学校に日本の文具企業が在庫のノートを寄贈するなど、政府と企業が共同して相乗効果を高めるアイデアはいくらかもあるはずだが、大使館などにはコーディネーターがないのが問題。
- ・ 政府レベルの日中文化交流については、大使館や国際交流基金など外務省系の交流事業以外にも、文部科学省系の機関・団体などが独自に実施しているものがある。
- ・ 国土交通省が「Yokoso Japan」というキャッチフレーズの下で様々な観光促進事業を使っているが、それと文化交流事業を共同で開催するなど、縦割り行政の枠を超えた

取り組みをすれば、より少ない費用でより大きな効果を生めるはず。

(4) 文化交流にもマーケティング的発想を

- ・ 日本を中国において効果的に売り込むというマーケティングの視点から、ターゲット層やキラーメッセージを絞り込んだ文化交流を企画することが大事。大使館や国際交流基金の担当者に広告代理店などからの出向者を置いたら、今とは全く異なる文化交流ができるようになるだろう。

第9章

東アジア地域協力と日中関係

村上正泰（国際フォーラム所長）

1. 東アジア地域協力の歴史と現状

(1) 実態先行で進展してきた地域統合

- ・ プラザ合意（1985年）以降、日本企業のアジア進出などに伴って、国境を超えた生産ネットワークが形成され、事実上の経済統合が進展。

(2) 地域協力の枠組みの模索

- ・ 「アジア大洋州経済協力（APEC）」発足（1989年）、マハティール・マレーシア元首相による「東アジア経済グループ（EAEG）」構想の提唱（1990年）の頓挫、ASEAN+3（日中韓）の枠組み成立（1997年）など
- ・ 特に1997年のアジア通貨危機後に地域協力の機運が向上
- ・ 最近ではASEAN+3にインド、オーストラリア、ニュージーランドを加えた16カ国による「東アジア・サミット（EAS）」といった枠組みも成立（2005年）。

(3) 東アジア地域協力における中国の位置づけ

- ・ 東アジアでは、80年代から日本とASEANの間の民間経済活動を中心に協力関係が実態先行で進んできたが、その後90年代半ば頃からは、目覚ましい経済発展を遂げ始めた中国が良くも悪くも台頭しはじめ、中国なしでは地域協力が成り立たなくなってきた。
- ・ 従来は二国間外交を重視していた中国自身も多国間外交を重視し、地域協力を積極的に取り組むように変化してきている。その意味で、日中関係は、単なる二国間関係としてだけではなく、東アジア地域協力という大きな文脈の中に置かれるようになってきている。
- ・ しかしながら、現実には、地域協力の議論を具体化すればするほど、日中間で意見や利益が対立するという場合も多くみられる。さながら日中両国で主導権争いの様相を呈しているとする向きも多い。

2. 東アジア地域協力における今後の課題

- ・ 東アジアにおいては、東南アジアにおいてASEANが2015年の共同体構築を目指している一方、北東アジアでは六カ国協議を除いて域内諸問題に対処するメカニズムが欠如しており、本格的な地域協力の枠組みが構築されるに至っていない。このことは東アジアの地域協力にも重要な意味を持つ。北東アジアにおける地域協力のあり方を模索する必要がある。
- ・ いまや資源エネルギー、環境、テロなど、地域協力が必要とされる課題が山積しているなか、日中が反目しあっているのは、お互い得るものがない。日中関係の安定のためにも、日本としては、中国を東アジア地域協力に取り込んでいくことが大切。
- ・ 東アジアは、今のところ、ひとつの強固な枠組みの中に収斂できるような状況にはない。これまで同様、さまざまな枠組みが重層的に重なり合う中で、それぞれの領

域ごとに実現可能な協力関係を積み重ねていくという方が現実的である。その意味でも、ASEAN+3か東アジア・サミットかという二者択一で日中が主導権争いを行っても仕方がないのである。

- ・ 他方、地域協力の枠組みに関連して中国との関係で問題となるのが、台湾の取り扱いである。東アジアにおけるデ・ファクトの経済統合の流れの中に台湾は組み込まれているが、デ・ジュールの側面から見ると台湾の存在は無視されている。台湾はAPECには参加しているが、それ以外の枠組みへの参加が認められていない。実態と制度の乖離を解決するための議論が必要。

3. 東アジア地域協力と日中関係への提言

- ・ 相互依存関係にある中国とは、その好き嫌いにかかわらず、うまく付き合っていかなければならないのが現実であり、日中関係を悪化させることなく、かつ日本として守るべきものを守るためには、相互依存関係をさらに進め、中国から見て「日本との関係を損ねるデメリット」をできるだけ大きくすることが重要。
- ・ 中国から見て「日本との関係を損ねるデメリット」をできるだけ大きくするためには、(1)中国との関係を地域コミュニティのなかに取り込むこと(「日中関係のマルチ化」)、または(2)中国と共通利益がある分野で協力を進めること(「日中関係の深化」)の2つが大切。
- ・ 東アジア地域協力の観点から日中関係を考えることは、(1)の発想。
- ・ 東アジアを日中間の主導権争いの場とするのではなく、むしろ、(1)の発想に立って、日中協力して地域の課題に取り組む機運を高めていくことが重要。
- ・ 例えば、東アジア地域の統合にとって重要な地政学上の意味を持つメコン地域においては、現在日中両国が影響力争いを展開しているが、この地域の開発や課題について日中両国で政策協調を図ることを提案したい。そのために、今年4月に試験的に立ち上がったばかりの『日中メコン政策対話』に期待する。
- ・ また、シンクタンクなどの民間レベルで有識者による「トラック・ツー」の交流がさまざまな場で行われているが、それらは「トラック・ワン」と同様に主として二国間の問題を議論することが多い。しかし、今や日中関係は二国間の枠組みだけではなく、東アジアという地域コミュニティの中に位置づけ、相互利益を高めていく必要があることから、地域協力の問題を「トラック・ツー」のレベルでも日中間で議論し、政府レベルの対話に具体的な提案を行っていくべき。

北京五輪後の日中関係

- 8つの提言 -

2008年5月発行

発行者 東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3F

Tel 03-6229-5504 (広報代表) Fax 03-6229-5508

E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は本書が出典であることを必ず明記してください。

東京財団は、日本財団および競艇業界の総意のもと、公益性の高い活動を行う財団として、競艇事業の収益金から出捐を得て設立され、活動を行っています。

東京財団

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 3 階

tel. 03-6229-5504 fax. 03-6229-5508

E-mail info@tkfd.or.jp URL <http://www.tkfd.or.jp/>